建設業許可

《平成24年10月改正・追加資料》

登記されていないことの証明書について 【建設業許可申請の手引き 19ページ関係】

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)について整理しましたので、お知らせさせていただきます。

登記されていないことの証明書			
①氏 名	明治 大正 昭		00
②生年月日	京良	は	4 0 _年
③住 所		丁目〇番	T 目 大 字 地 番 ○ 号
④本 籍□ 国籍		2.19	(2.2) 法定法定的股票金融公
上記の者について、後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人とする 記録がないことを証明する。			
平成〇〇年	F0月001	∃	
東方	₹法務局 <u>?</u>	登記官	000 00
			[証明書番号]XXXX-XXXXX-XXXX

「④本籍」欄は記載不要です。

※なお、「④本籍」欄に記載がある場合は、同じく確認書類となっている「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書」に記載の本籍と相違がないことをご確認ください。

※「登記されていないことの証明書」の申請方法等については、下記をご覧ください(法務省ホームページ)。

http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html

登記されていないことの証明 書の申請先:

奈良地方法務局戸籍課

奈良市高畑町 5 5 2 電話 0742-23-5570

- ※法務局の支局では 取扱いしていません。
- ※東京法務局への郵送 申請も可能です。 (上記法務省ホーム ページをご覧ください)

